

第4章 都市施設

都市施設は、道路、公園、下水道などの機能的な都市活動や良好な都市環境を維持するために必要不可欠な公共施設であって、都市形成の骨格をなすものです。

都市施設に関する都市計画では、都市計画施設としてこのような都市施設の位置や構造などを定めています。

1. 交通施設

1) 道路

都市内の道路は、都市に住み、都市で活動するすべての人々が日常的に利用する都市施設であり、道路が系統的に結ばれて出来上がる道路網は、都市の骨格を形成し、都市の発展に大きな影響を与えています。

2) 自転車駐車場

自転車が集中する鉄道駅では路上放置等により各種問題が生じています。自転車駐車場は、これらに対処するため、整備を行う施設です。

3) 都市高速鉄道

都市高速鉄道は都市における活動に重要な役割を果たす公共交通機関です。都市高速鉄道に当たっては、都市の将来像や交通体系の整備の方針を踏まえ、各交通機関の機関分担の在り方や各機関の需要を検討し、配置、規模等の都市計画を定めています。

4) 交通広場（駅前広場）

交通広場は、道路と鉄道、港湾、空港などに接続して設けられ、主として集中する歩行者、バス、タクシーなどの交通を適切に処理します。

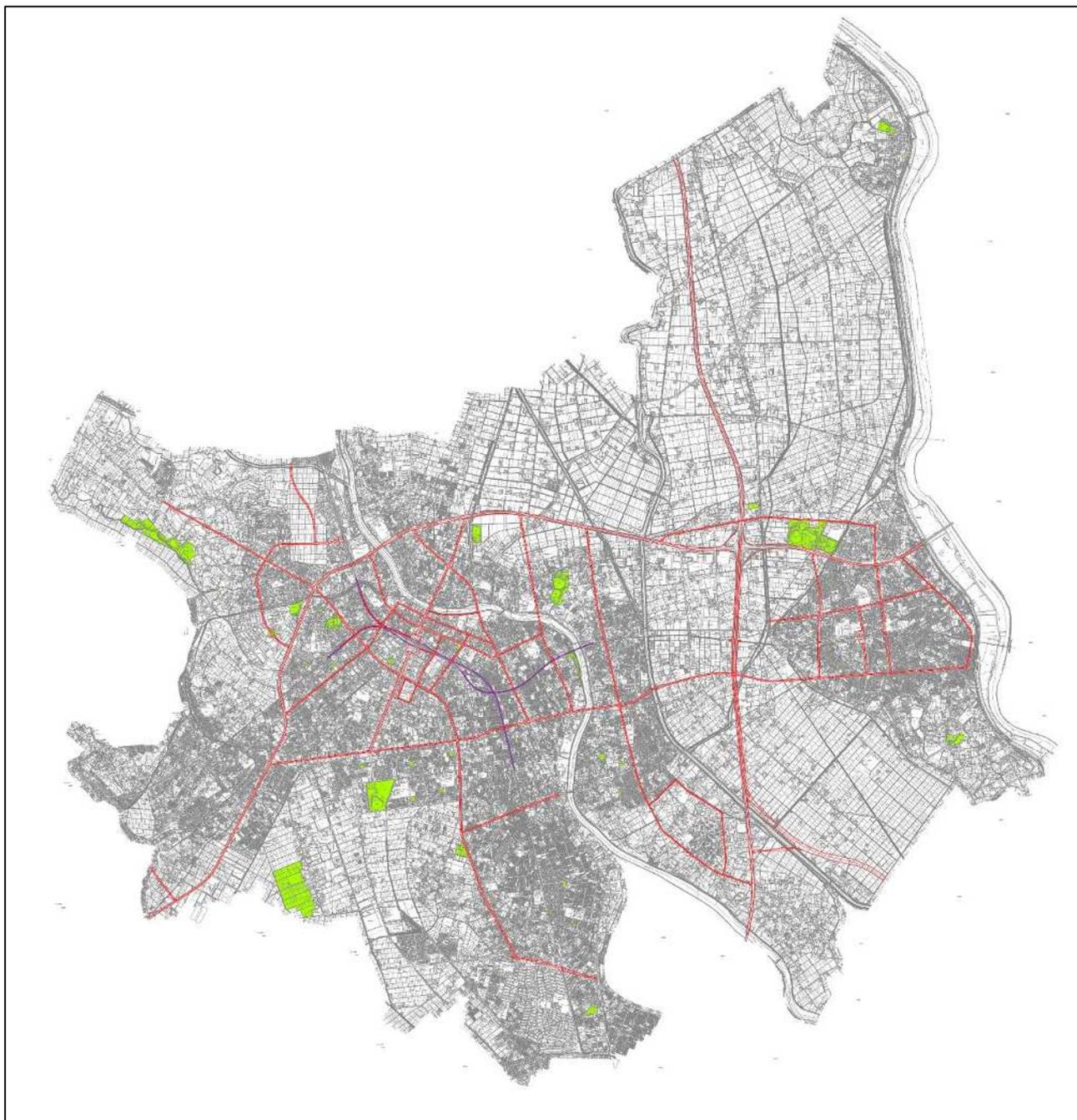
このうち、鉄道の駅に接続するものを駅前広場といい、都市計画では、道路の一部として計画決定を行っています。

2. 公園・緑地

緑のオープンスペースとしての公園緑地は、良好な景観を備えた地域環境を形成するとともに、自然とのふれあいの場や、スポーツ・レクリエーションの場の提供、また、防災機能や環境保全機能など、非常に多くの働きを持った都市の根幹的施設でもあり、住民の生活に欠くことのできないものとなっています。

本市では、平成31年3月に春日部市緑の基本計画を改定し、自然環境の保全・景観形成の場、憩いの場、スポーツ推進の場、緊急避難場所・備蓄倉庫などの防災拠点として、公園・緑地の整備を進めています。

都市施設（交通施設・公園・緑地）の決定状況図①



3. 下水道

下水道は、家庭や工場で使用された汚水を処理することにより、都市の環境を改善するだけでなく、河川や湖沼、海域等の公共用水域の水質を保全し、雨水による浸水を防除する役割をもった都市には不可欠の施設です。

下水道を大別すると、公共下水道、流域下水道、都市下水路の3種類があり、原則として都市計画事業として行われます。

4. 河川

河川は中川流域の浸水被害解消、治水安全度の向上及び良好な住宅供給の促進に資するため、首都圏外郭放水路を整備し、当該地域の健全な発展と秩序ある整備を図っております。

※首都圏外郭放水路

中川（なかがわ）・綾瀬川（あやせがわ）流域の浸水被害軽減の目的で計画された施設で、18号水路・中川（なかがわ）・倉松川（くらまつがわ）・幸松川（こうまつがわ）・大落古利根川（おおとしふるとながわ）が洪水の時、洪水の一部を流れにゆとりのある江戸川（えどがわ）へ放流するための、各河川間を結ぶ地下のトンネル河川です。

5. 処理施設等

都市に居住する人々が快適な都市生活を営むにあたって欠くことのできない都市施設の中に、ごみ焼却場、汚物処理場、市場、火葬場などがあります。

これらの施設を建設する場合には、都市計画全般との調整を図る意味から、その敷地の位置を原則として都市計画決定すべきことが定められています。

1) 火葬場

都市施設に関する都市計画では、都市計画施設として埼玉火葬場の位置や構造を定めています。埼玉火葬場は、三市一町（春日部市、蓮田市、白岡市、杉戸町）で運営する公共の施設です。

2) 卸売市場

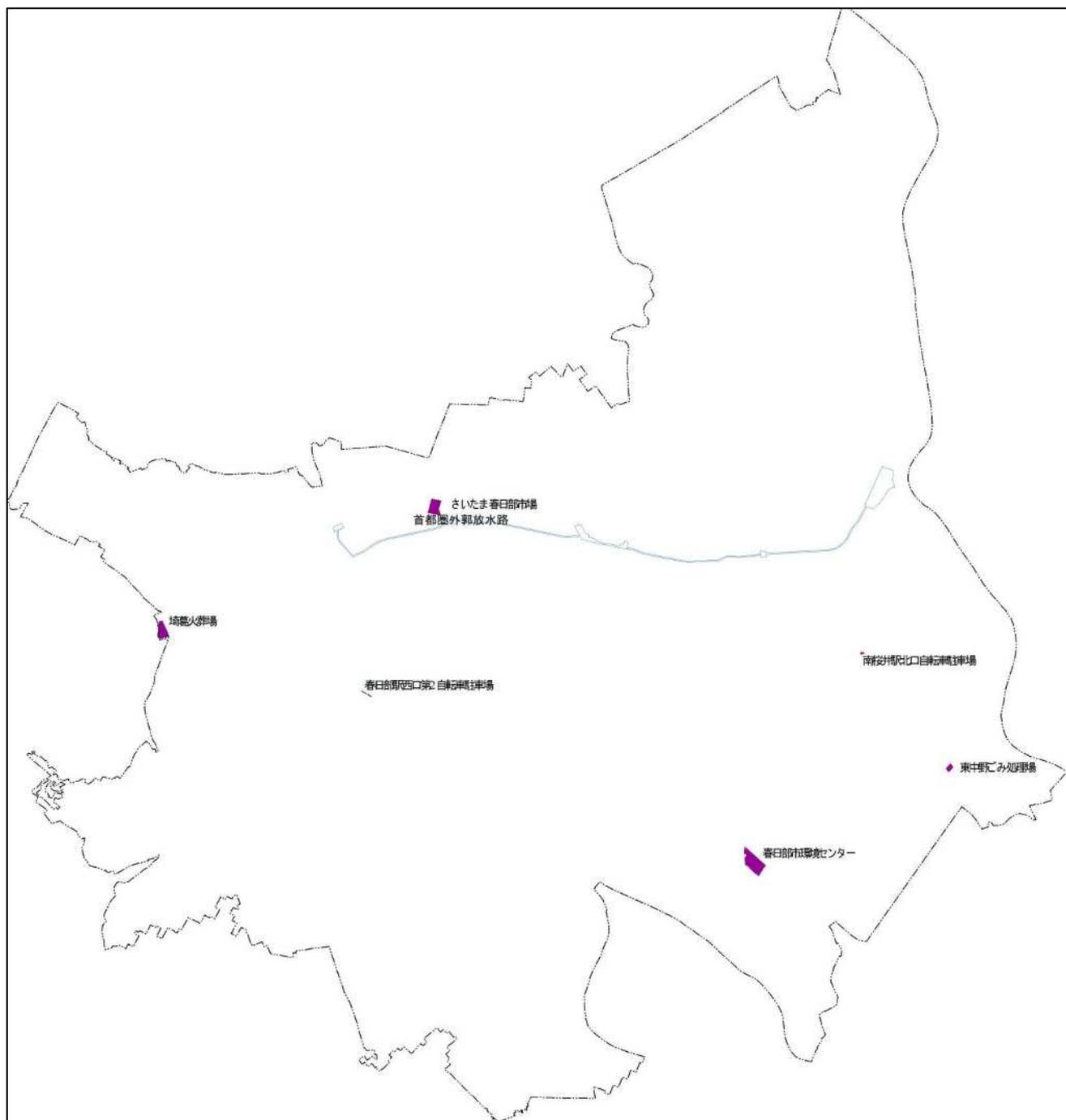
卸売市場は、生産者と消費者間を結ぶ流通機構の一環として、野菜、果実、魚類、肉類などの生鮮食料品等の卸売をする施設です。

3) 汚物、ごみ処理・焼却場

汚物処理場は、公共下水道が整備されていない地域のし尿等を処理する施設です。

ごみ処理・焼却場は、都市から排出されるゴミを衛生的に処理・焼却する施設です。

都市施設（河川・処理施設等）の決定状況図②



第5章 市街地開発事業

本市は、首都圏への人口集中のあおりを受け、昭和30年代以降、人口と産業の急激な増加に伴い、激しい都市化の波が巻き起こり、都心から放射状に伸びる鉄道沿いにベッタウン的性格をもつ市街地が広がりました。

こうした市街地の多くは、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の整備が人口増になかなか追いつかず、都市機能の低下、さらには木造家屋の密集や用途の混在等、防災、環境の面からも安全・快適とは言いがたく、解決すべき問題が山積している状況にあります。

このような問題のある市街地については、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の手法を用いて、これらの都市基盤施設を一体的に整備することにより、居住環境を改善し、都市機能の更新を図る必要があります。

1. 土地区画整理事業

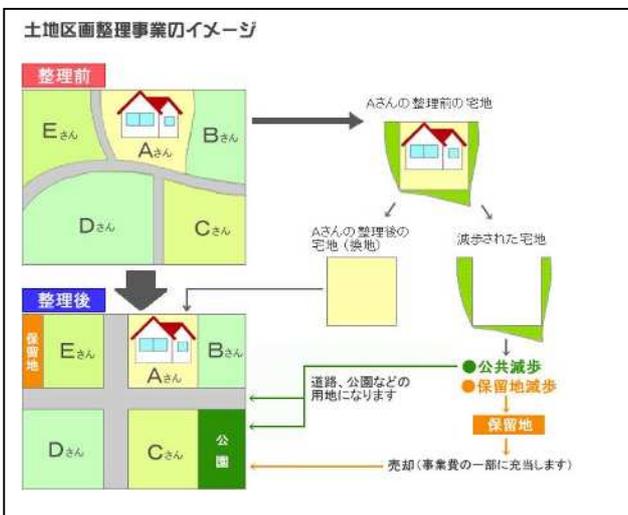
土地区画整理事業は、道路、公園等の整備改善と宅地の利用増進を図るために、公共施設から各宅地 にいたるまでの都市構成上の基盤を総合的に健全な市街地につくりあげるものです。

事業のしくみは、施行区域を定め、道路、公園等の公共施設の用地を生み出すため、地区内の土地所有者等から宅地の利用増進の範囲内で必要な土地を公平に提供してもらいます。これを「減歩(げんぷ)」と呼びます。

そして、この土地と「換地」と呼ばれる宅地の交換分合整理を行い、道路、公園等の公共施設を整備するとともに、宅地の区画の形状を整えるものです。

2. 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層で老朽化した建物が密集し、公共施設が不足していることなどにより、生活環境が悪化し、活力が失われた市街地において、敷地の共同利用により、建築物の不燃化、共同化、高層化を行うとともに道路、駅前広場等のオープンスペースを確保し、快適で安全なまちにつくりかえる事業です。



市街地再開発事業のイメージ

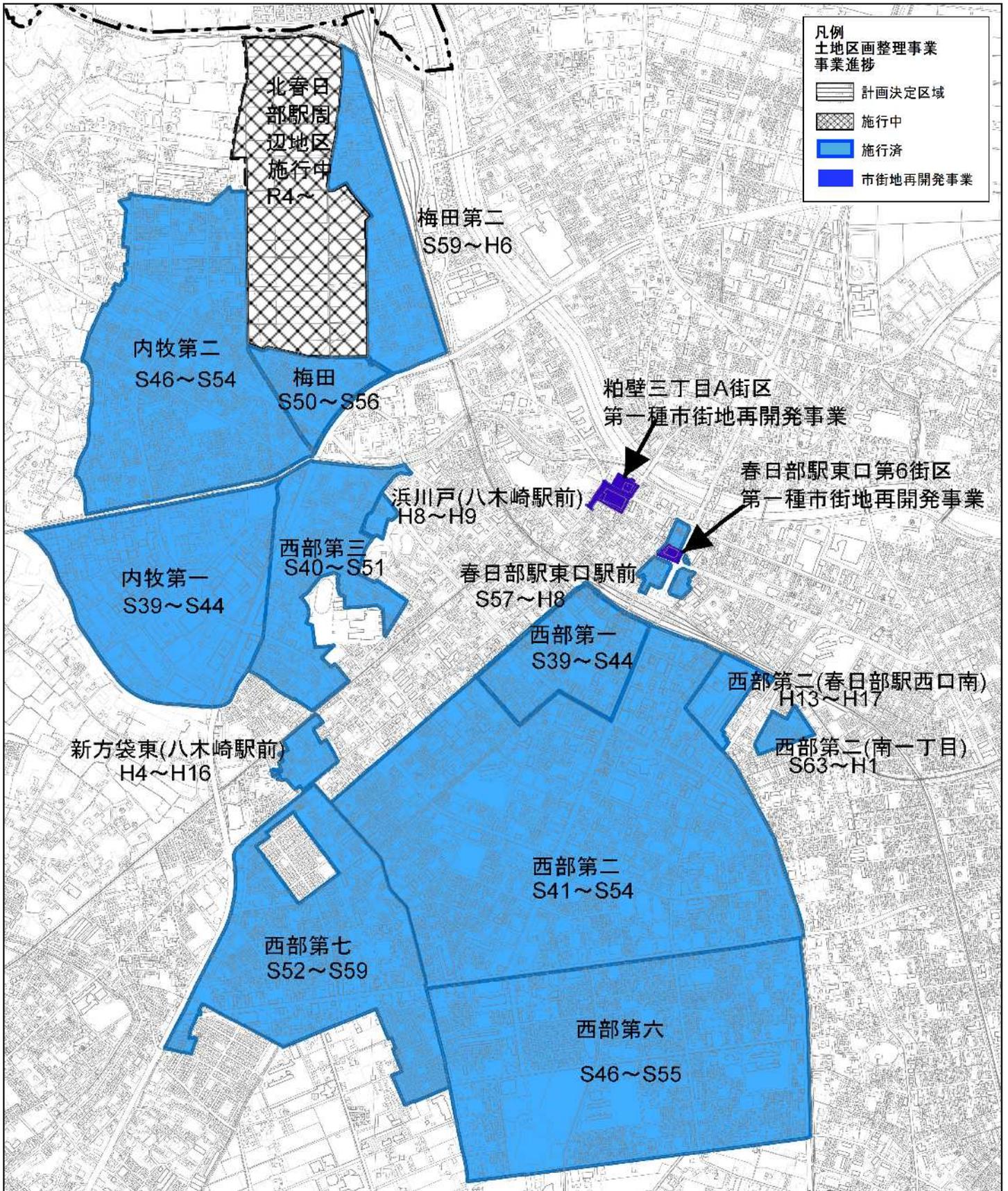


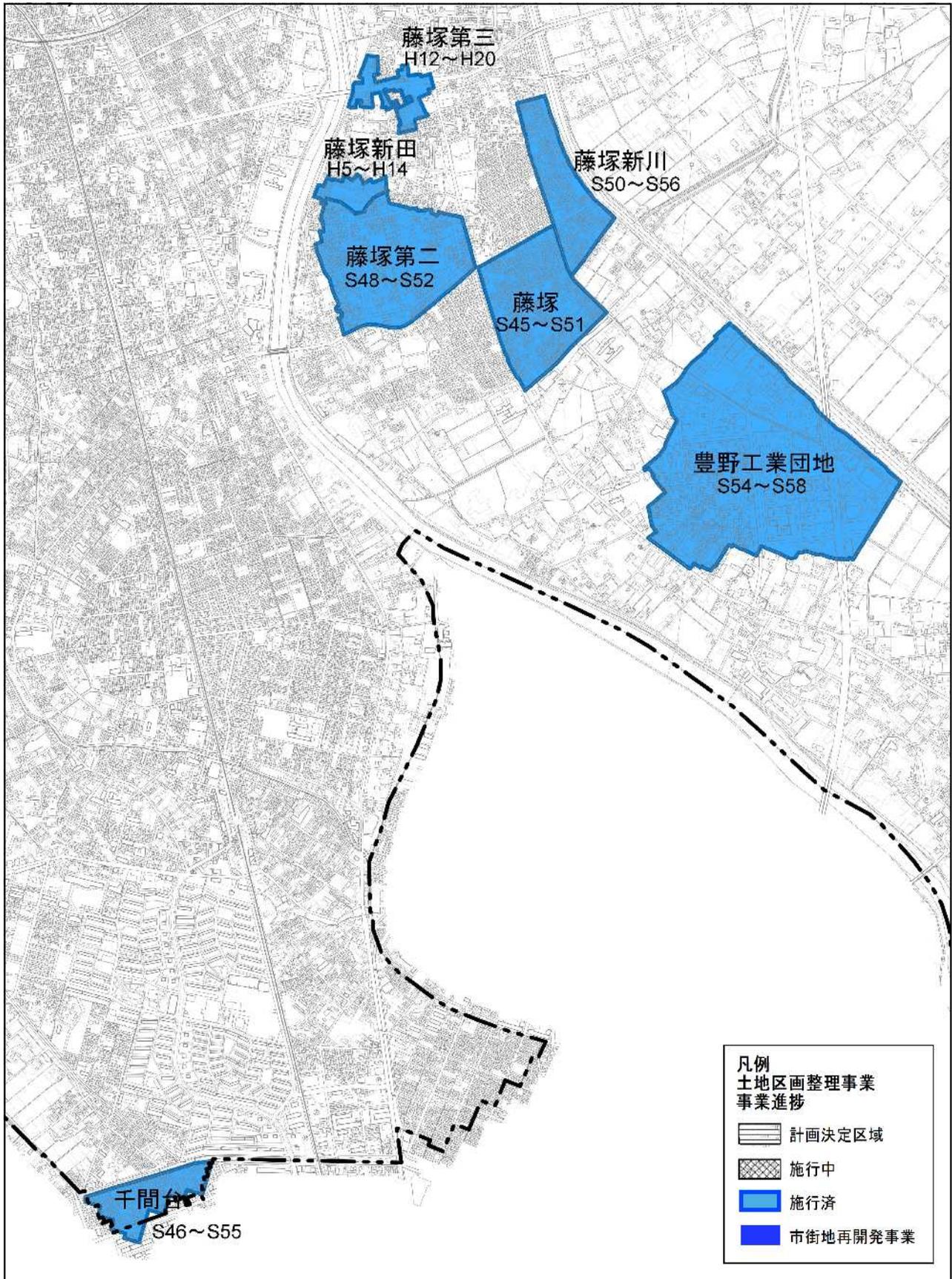
春日部駅東口6街区第一種市街地再開発事業
完成写真 昭和63年3月

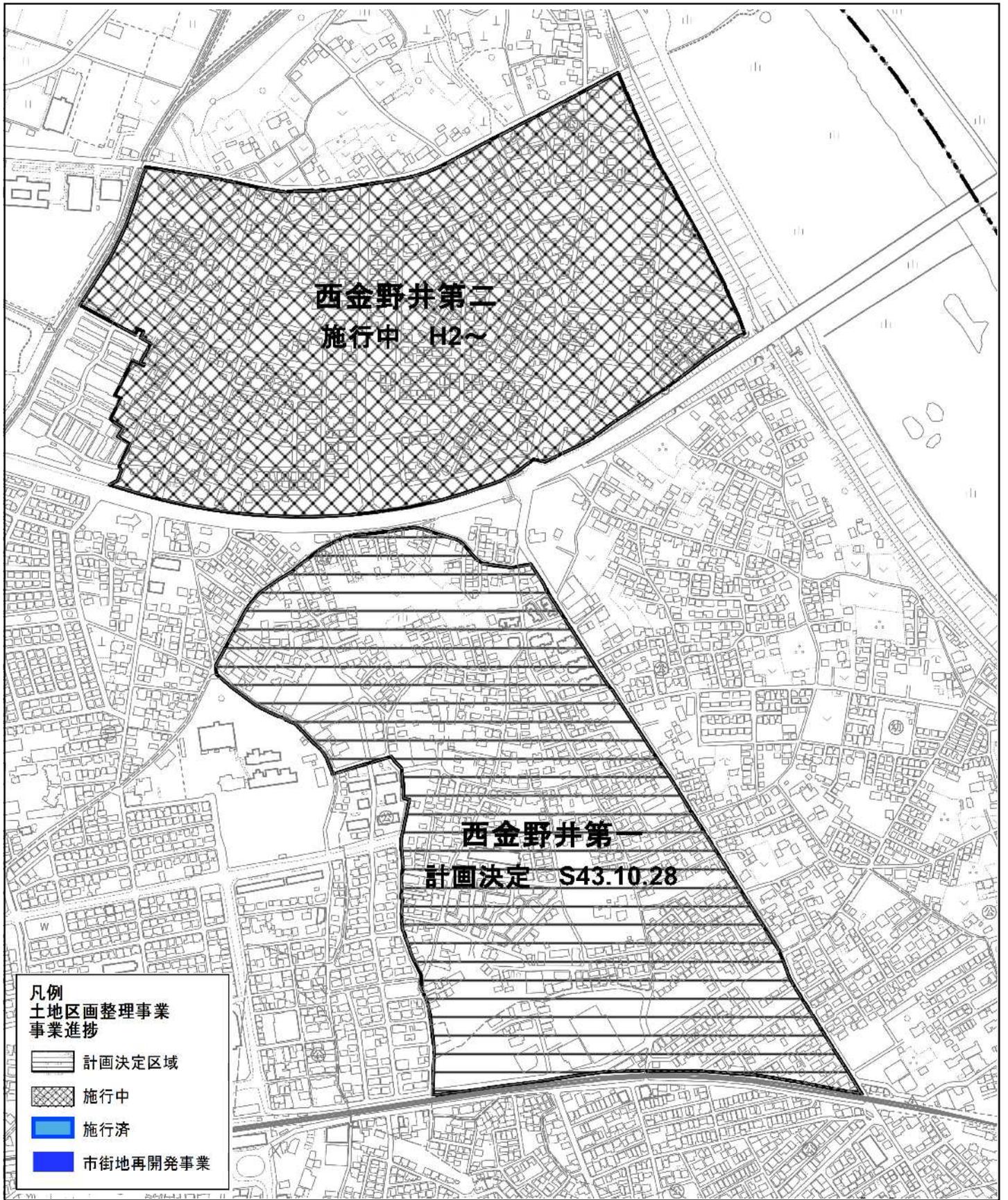


粕壁三丁目A街区第一種市街地再開発事業
完成写真 平成21年1月









- 凡例
 土地区画整理事業
 事業進捗
-  計画決定区域
 -  施行中
 -  施行済
 -  市街地再開発事業

